

○議長（井上勝彦君） 順番9、22番 中本正人君。

〔22番（中本正人君）登壇〕

○22番（中本正人君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。医療事故等の対応と市営住宅の2項目についてお伺いします。

まずはじめに、質問に入る前に一言申し上げたいと思います。それは、厳しかった市民病院運営も、病院運営にかかわる関係者の皆さまのご苦勞、ご努力で順調に運営できる状態になってきていると聞いております。そのことに対しまして、心から敬意を表したいと思っております。

それでは、質問に入りたいと思っております。

橋本市民病院の医療事故の対応についてお伺いします。医療機関においてあってはならない、起こしてはいけない医療事故が発生しているということをよく耳にします。橋本市民病院においても、過去にも医療事故が発生しておりますし、本年10月にも医療事故が発生しております。

そこで、お伺いしたいことは、橋本市民病院として医療事故について、患者側にまた遺族側に対してどのような対応をとっているのかをお聞きしたいと思います。

2点目としまして、市営住宅についてお伺いします。これまでの公営住宅法が昨年4月28日に改正され、入居基準も自治体の実情に応じて条例で定めることになりました。収入基準も全国一律の基準月収15万8,000円以下の低所得者層であったが、収入基準も上限で25万9,000円に引き上げられました。

公営住宅法の改正に伴う自治体条例は、来年3月末までに制定することが分権一括法で

定められております。

それでは、市営住宅について伺います。

1点目としまして、本市には36の市営住宅があり、エレベーターのついている住宅もあれば、本当に老朽化している住宅もあるということです。私の伺いたいことは、老朽化している住宅を、いつ起こるかもしれない南海・東南海地震、住民の安心・安全をどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

2点目としまして、本市の団地戸数は921戸であります。平成24年9月1日現在で、空き戸数は226戸であり、全体の24.5%、約4分の1があいているということです。厳しくなってくる本市の財政を考えたとき、収入増にもつながる市営住宅を、当局はどのように考えているのかをお伺いして、1回目の質問を終わります。

○議長（井上勝彦君） 22番 中本正人君の質問項目1、医療事故等の対応に関する質問に対する答弁を求めます。

病院長。

〔病院長（山本勝廣君）登壇〕

○病院長（山本勝廣君） 議員おただしの医療事故等の対応についてお答えいたします。

医療現場における医療事故を可及的にゼロに近づける努力が極めて重要であることは、言うまでもございません。しかし、医療事故ゼロを現実化することは非常に難しく、いわゆる医療事故は単純なミスによるヒューマンエラーや知識・技術の未熟、経験不足などに起因する医療過誤と、医師の裁量による判断の成果が期待に反する結果となるプロフェッショナルエラーなどに大別されます。

特に、近年の医療技術の進歩・普及により、より介入度の高い医療が施行されるようになったことが、プロフェッショナルエラーの発生確率を増大させています。

医療スタッフは、すべての患者の回復を願い、治療を行っておりますが、万一医療事故が発生した場合は、医療上の最善の救命措置を講ずることを第一といたしております。

当院では、平成23年度に医療安全管理室を設置し、医療安全マニュアルを作成、遵守することにより、最善の対応を図ることに努め、患者や家族等の身体や精神状態を考慮しつつ、事実を正確かつ迅速に説明を行うことしております。

患者の健康維持、回復、促進などを目的とし、命を救うことを最大の目標に最新医療に取り組んでいますが、万一医療過誤が発生した場合は、当事者だけでなく責任者も速やかに現場に介入して事態を把握し、冷静な判断のもとに関係者に対して誠実かつ真摯に対応し、説明を行っていくことといたしております。

いずれにいたしましても、医療事故はあってはならないことと真摯に受けとめております。当院の基本方針にもあります患者の権利を尊重し、理解と納得に基づいた医療、安全・良質な医療を心がけ、病院職員が一丸となって事故防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君、再質問ありますか。

22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）どうもありがとうございます。まず、それでしたら一番ははじめにお聞きしますけども、私は医療につきましては、本当に皆目ゼロということで、質問等の中で失礼な発言また間違った発言をするかわかりませんが、それはどうかご容赦く

ださいますようお願い申し上げたいと思いません。

まずはじめにお聞きしたいのは、医療事故と医療過誤の違いというのをちょっと教えていただけますか。お願いします。

○議長（井上勝彦君）病院長。

○病院長（山本勝廣君）まず、単純なミスといえますか、薬を取り間違えたとか、あるいは経験不足でミスをしてしまったということは、医療過誤と考えております。

ただ、起こり得る合併症といえますか、最初から患者にご説明して納得いただいたというものの合併症が起こった場合、あるいは不可抗力的なミスはプロフェッショナルエラーとして、どうしても避けられないものではないかと考えております。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）ただ今院長がご説明いただきました。医療過誤についてはよくわかりました。医療事故というのは、どういうのをいうんですか。もう一度、ちょっと教えていただけますか。

○議長（井上勝彦君）病院長。

○病院長（山本勝廣君）医療事故と判断するかどうかは、本来は第三者機関が客観的に判断するものであると。その判断というのが非常に難しいので、日常、非常に問題となっているところでございます。

つまり、先ほど申し上げたように、合併症とか不可抗力的なことは、一定の割合でも起こります。これを事故ということにとらえますと、医療の現場では萎縮すると。患者にいいと思ってご説明をして納得いただいた事柄が、結果として悪い結果となった場合は、先ほども申し上げましたように、説明と納得ということで行った行為が、結果として不幸なことになった場合は、事故なのかどうか。そのところが、本来は第三者機関が判断する

のが非常に公平だとは思いますが、現在の日本の現状では、第三者機関をどうこうするとかいろいろ国のほうでも検討したり、医師会のほうでも検討したりされてはおりますけれども、現状のところはそういう非常に難しい判断ということになりますので、皆さんが慎重になられていると。

一部事故ということで、例えば刑事事件でないかということでも、皆さんもご存じかもしれませんが、産婦人科の大野事件というのがあったと思います。あれは、警察が動いて、それでなりましたけども、結果としては不幸な結果ではございましたけども、医療現場を混乱させるということで、国民の皆さん方にいろいろと考えていただくような事柄であったかと思います。そういう意味では、非常に微妙なといいますか、これは事故か合併症か不可抗力的なものなのかということに関しては、はっきりと明確に線を引くことが非常に難しいと思います。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）もちろん、今、院長が言われたように、それはよくわかります。

私がお聞きしたのは、医療事故というのは、極端に言いましたら、医療をする全過程の上での人身事故が医療事故と違うんですか。私どもはそんなふうに感じていましたけども、これは間違っていれば堪忍してくださいね。これはそれで結構です。

次に、またお伺いしますけども、本年10月末ごろでしたか、医療事故等があったと私は聞いております。そのときに、手術後、危篤状態になり、ドクターヘリで和歌山医大へ搬送されたと、しかし、残念ながらその方は亡くなられた。そして、もちろん和歌山医大としては、死亡の原因ということで司法解剖ということで警察へ届ける。これは、どこの病院でも一緒のことですわね。そして、その明

くる日に、警察は橋本市民病院へ事情聴取に来たということも当然のことだと思います。

それで、私が言いたいのは、こういう事故があつて亡くなられて、警察にも行ったという話の中で、せめて我々議会、せめて所管の文教厚生委員会ぐらいには報告してくれてもいいんじゃないのかなと思うし、もちろん市長にも、これはさきに僕は報告するべきだと思うんですが、その辺、管理者はどうお考えですか。お聞きします。

○議長（井上勝彦君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）ご質問の趣旨に対してのみお答えさせていただきますと、医療事故が発生したということで、市議会にそのことを逐一報告するという事務慣習はございません。

それは、病院の連帯責任を負っております市長には報告義務はありますし、職員全部のすべてのことを報告する義務はあるわけですが、議会にはそういう慣習もそういう条項もありませんので、ご了承いただきたいと思えます。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）そういう答弁でしたら、それで結構です。けれども、今、管理者が言われましたように、市長には報告してくれたんでしょね。事故後、どのぐらいで報告してくれたか。じゃないと、市長も、もし市民のだれかに事故があつたらしいですねと言って、そんなん知らなかったというわけにはいきませんからね。これはどの程度で、市長に報告してくれましたかお伺いします。

○議長（井上勝彦君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）医療事故が発生しました今回のおただしのことについては、即刻口頭でこういう事故が発生したということの説明をさせていただいております。

ただ、事故の状況と、そしてその交渉とか

折衝とかということは、患者並びに遺族の方とただの一度も持ってごさいませんので、そういう経過のことについては報告いたしておりません。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）市長には、即刻報告したということですが、私の聞いている話とちょっと違うけども、それはそれでいいとしましょう。

その中で、患者が亡くなられたということですが、その患者のお通夜に病院の幹部、管理者、院長、事務局長が参列したけども、お参りすることもできなかったと、私は聞いておるんですけど、そこでちょっとお聞きしたいのは、もし市民病院で入院されていて患者が亡くなられたときは、病院の幹部がお葬儀に参列するんですか。その辺ちょっとお聞きします。

○議長（井上勝彦君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）私は、既に病院での勤務が13年ほどになります。その間の中で、亡くなられたということで、通常の病の延長、治療の延長で亡くなられたということには全くタッチしておりませんが、医療事故で亡くなられたということとを判断されますと、私は墓前へ行ってご遺族の方におわびの言葉と、そしてお参りをさせていただいております。

この医療のおわびというのは、間違っておりましたというおわびではなくて、想定される結果に至らなかって申しわけございませんでしたというのが、医療のおわびになります。もう過去何回かそういう経験がございます。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）ということは、医療事故ということで参列したということですか。はい、結構です。

医療事故となれば、先ほど院長が言っ

た院内の安全管理対策委員会にももちろんかけられると思うんですけど、そしてもちろん医療事故であれば、顧問弁護士にもお話し、相談すると思いますけども、この件に関して委員会を何回開催されたのか。そして、弁護士はどのように指示しているのか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（井上勝彦君）病院長。

○病院長（山本勝廣君）議員おただしのことに関しましては、現場から私のほうに報告が来まして、医療安全管理者というのが医療安全管理室にいまして、それと事務局長、私どもで臨時の医療安全管理対策委員会を開くべきかどうかというのをすぐに検討しまして、医療安全管理対策委員会を臨時に開きました。

事実関係を確認して、事実関係を確認した上で、医師で弁護士でもある顧問弁護士にご相談いたしました。その後は、向こうのいろいろお聞きになりたいということに対しては、誠意を持って聞いてくださいということで指示をいただいております。

ですから、このことに関しましては、先ほど管理者も申し上げましたが、そういったことがまだございませんので、このことに関しては、今のところ議員がお考えのような本当にこれが刑事責任も含めた事故であるのかどうかということは全くわかりませんので、それ以上のことはお答え申しかねますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）先ほど管理者が医療事故ということはわかっていますけども、それでしたら、どちらに非があるんですか。というのは、病院側として遺族側に説明責任をやるのが当然でしょ。そして、陳謝、謝るといふこともして、僕はして当然だけど、それをしてないじゃないですか。病院側として、それをするのが管理者のお仕事違いますのん。

それをしてなくて、相手側の動向を見てから動く、そんなおかしいことがありますかね。これがもし自分の家族で、立場が変わったらどう思いますか。その辺どうですか。

○議長（井上勝彦君）病院長。

○病院長（山本勝廣君）私も先ほど申し上げましたけども、何かの検査や手術をする場合は、ご本人、患者家族とその危険性、合併症について説明いたします。それは、死亡することもあるということを含めての説明でございます。そこで納得いただく、十分な質問をしていただくといったことで、同意書をいただいています。その結果が不幸なことになった、違った結果ということは、その合併症あるいは命も危険なことがあるということも説明しているんです。それが事故なのかどうかということは、私はそれは患者や家族の考え方だと思うんです。理解と納得に基づいていた医療が行われたら、私は結果が不幸な結果になったとしても、それは私は事故にならないことがあると思います。そのところを、私はご理解いただきたいと思います。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）ちょっと私は、院長の今のご答弁をあまり納得できませんね。もちろん、手術する前には患者との誓約書も交わしてやりますよ。それはわかりますよ。それの上で、ときには不幸なときもあるかと思えますけども、それはそれとして、今回の場合は医療事故ということですから。そして、安全管理対策委員会も何回か開催されているんですよ。そして、弁護士からも何らか言われておるんですよ。それを、一言も相手側に対してお通夜に行っただけで、お参りもさせてもらえなくて、その後は1回も行っていない。私はおかしいなと思いますよ。

それで、これは言えるのは、多分四十九日が過ぎた後からだと私は思いますけど、示談

になるのか訴訟になるのかわかりませんが、多分私は訴訟になるんじゃないかと思っていますけども、それまでにやっぱり病院側として精いっぱい対応というのは、僕は対応するべきと思うんですけどね。病院側の答弁がそういうことですので、私はそれ以上言いませんけども、僕はそれまでにやはり病院側としての精いっぱい対応というのはすべきだと思います。

ここで、管理者にちょっとお聞きしますけど、医療事故が発生したとき、患者家族側から見た一番重要な点は何と考えますか。

○議長（井上勝彦君）22番 中本君にちょっとお話ししますけども、病院側もこの件に関して、事故があったかなかったかというのは、まだ判明がはっきりしていないので、あったかなかったかということについては、やはり病院の全体の過去の質問につきましては、過去からの医療事故がどのような形であったかという質問でありますので、今回の事故については病院側についても事故であったかなかったかということがまだ今のところ判明していないので、時期尚早であるかと思えますので、その点をはっきりと答弁していただきたいと思います。

○議長（井上勝彦君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）先ほど議長からのおただし事でございますが、ちょっと交通整理をいたしますと、例えば書物、厚生労働省の定義ですが、医療事故とはという定義なんですが、医療の全過程において発生するすべての人身事故で、以下の場合を含む。医療従事者の過誤、過ち、間違いですとか過失があったかとかないとか、その有無を問わないと、あるかないかは問わないというのが厚生労働省の見解なんです。

下記の場合を含むというのは、死亡、命の危険、病状の悪化、具体的な被害の及び苦痛、

不安等の精神的被害が生じた場合、それから患者が廊下で転倒したとか負傷した、医療行為とは直接関係しない場合も医療事故です。医療従事者が、職員が針刺し等で医療の被害をこうむったと、これも医療事故です。

先ほど答弁で申し上げました医療行為によるプロフェッショナルエラー、いわゆるドクターが何らかの形で医療行為をしたという形で発生しますと、それが医療過誤、医療事故であるかどうか、それが過誤であるかどうか、ミスであるかどうかということは、次の段階でゆだねやんと、即その場ではいわゆるプロフェッショナルの行為が正当かどうかというのが判断できないということになります。

今おただしのお答えなんですが、病院は医療事故が発生をしたということになりますと、いかにしてその発生が二度と起こらないような取り組みをするかというのが、我々の使命なんです。ゼロにはできないんですけども、ゼロに極力近づけるという努力をやるのが大事。それが、先ほど答弁いたしましたように、橋本市民病院では医療安全管理マニュアルというのをつくりまして、特別の認定を受けた看護師が専任で医療安全管理室というのを立ち上げて、そして各全体を見渡す仕事をしておるわけです。

どういう仕事かといいますと、もう数限りがあります。薬を間違えないようにとか、注射のトラブル、患者がパイプを引き抜くとか、ベッドから落ちる、医療機材の設定の間違ひとか数限りあります。すごいあるわけですが、そのうちのドクターによるという件数というのは、本当は医療事故のうちのほんの一握りになるんです。

通常医療界では、いわゆるそういうことのアナテナを高く職員が掲げるとするのが大事でございまして、そのことをヒヤリハット報告というんですが、職場からひやりとした、

はっとしたというのが、とにかく報告書で、ペーパーで上げてこいというのが常に取り組んでおりまして、ちなみに本院でヒヤリハットはどれくらい発生するかと、報告があるかといいますと、去年1年間で397件のヒヤリハットが、報告が現場から上がってくるんです。

これは、だいたい全国と同じ状況でして、一つの医療事故が発生すると、その30倍のいわゆる軽微な医療事故がある。そうしたら、ヒヤリハットは、そのまた10倍、300件が通常一つの組織の中にあるというのが、医療界の通説なんです。うちはそれ以上の報告がありますので、非常に職員はアナテナを高く掲げて、これは上がってくるたびに1カ月分まとめて、安全管理対策委員会を院内で開く。開いたのをまた現場におろすということをし、取り組んでおります。

相当強い取り組みをやっておるわけですが、医療事故は起こるといのが実情でございまして、そして起こったならば、先ほど申し上げました過誤があったかないかということをし、それは専門家に弁護士を入れるとか、それから通常は鑑定人を入れるわけです。患者側も鑑定人を入れる、病院も鑑定人を、第三者評価にゆだねるといのがあって、誤りがあるということになりますと補償という話になります。それまでのだいたい全国的な時間というのは、2カ年以上を要するといのが、全国の今のだいたいの状況になっています。

話は戻しまして、今回のことなんですが、ただの一度も接触は持っておらないと。それは、通常ご遺族の方が落ち着いた段階で、一番最初は何から始めるかといのと、事実の確認を双方でやって、医療は医療の説明をさせていただくと、そこからスタートいたします。まだそこまで至っておらないという状況になりますので、ご遺族の方の落ちつきをもって、説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）先ほど議長からもご指摘がありましたけども、これは先ほども病院側も私の質問の中で医療事故と認めているという話の上で、私は質問しておるんですよ。それがおかしいですかということだけ、申し上げますわ。

それと、先ほども1回目の答弁で院長が答弁していました。そのとおりでと思います。やはり患者側に対して納得いく説明とか事故後の対応を精いっぱいやることは妥当だということ、私もそのとおりでと思いますよ。それはそれでいいんですけどね。

ただ、でも私が言いたいのは、もちろん病院を守ることも大事です。ですから、私は冒頭でも言いましたように、あらゆる努力をさせていただいて、いい方向で回っている、運営している。これは、僕は冒頭にもお礼も申し上げましたし、それはそれとして、ただ私が言いたいのは、もっと患者側、患者家族側の立場になって、誠実な対応をしてほしいなということをお願いなんですよ。

ここで、一点、ちょっと例を挙げましたら、私は先々に橋本市民病院にお見舞いに行きました。そのときに、私の知り合いの人と奥さんと出会いまして、どうしたんですかと言ったら、実はこうこうで入院してという話でした。そして、入院したのは去年9月で、そのとき担当の医師から今週末が山やと言われていたそうです。それで、納得できない奥さんは、和歌山医大へ変わったらしいですね。そして和歌山医大で診てもらって、今でもう1年4カ月になるけども、元気ではないですけども、もう動いたりはできませんけども、今もおられます。

そこで、院長、僕がちょっとお聞きしたいのは、そのときまた橋本市民病院に戻ってきてもう1年になるんですけど、その担当医が

何と言ったか。というのは、その担当医は、その家族に対して、もうちょっとあんばい診ておいたらよかったな、こんな発言しているんですよ。これは、院長としてどう思われますか。

○議長（井上勝彦君）病院長。

○病院長（山本勝廣君）最初のことはずれて来ているので、私もちょっとこれは答弁しにくいんですけども、そういったことがあったということに対しては、病院長として申しわけなく思います。

以上です。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）どうも済みません。私も今回のこの医療事故を責めているんじゃないんですよ。もちろん、先ほども院長が言っていたように、医療も人間がやることですから、これはミスが発生しても事故につながる場合も、僕はあると思います。

そこで、ちょっと僕は院長にお聞きしたいんです。この医療従事者の職業倫理というのがあると思いますけども、わかってはると思いますけど、もしあったら教えていただけますか。

○議長（井上勝彦君）病院長。

○病院長（山本勝廣君）私も、そうすれば外れたことをちょっと申し上げたいと思います。

医師は労働基準法違反で働いております。土曜日も日曜日も患者が悪くなれば、あるいは夜中も、呼び出されれば出ていきます。当直月3回、待機5回、月に七、八回縛られています。当直の次の日、手術のこともあります。医師は、労働基準法にのっとりた体制ではございません。当直の次の日、休みなどありません。重症な患者がおれば、次の日もまた何十時間以上の超勤をしなければなりません。そういう悪環境の中の今の医療崩壊の時代に、本当に安全な医療を提供したいと思っ

でも、マンパワーがございません。まず、その労働環境を変えていただきたいと、私はまず申し上げたいと思います。マンパワーがなければ、救急もとり、重症患者も診て、皆さんの満足できるような医療は提供できません。

○議長（井上勝彦君）中本君は、通告に基づいた質問をお願いします。

22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）これは、医療事故ということについて、以前にも医療事故があつて、これはたしか委員会にも報告があつたと思うんですよ。そのとき、病院側の答弁として、処分することによって医師等が集まりにくい病院になるという答弁があつたと思います。

そして、先日も私、管理者と話し合つて、そういう話をしていましたわね。そういうふうにしていましたよ。しかし、先ほどから院長も何回も言われていましたけども、病院側の職員とか、全くこんな過失責任が起きたときに何のおとがめもないというのか、それは僕はどうかと思つたんですけど、これもこれで結構です。これはこれでもう終わりますけども、ただ私が言いたかつたのは、先ほども言いましたように、決して今回の事故等を私は病院側を責めているのでは、本当にないんです。ただ、私はこれからもより市民から患者の皆さんから信頼できる市民病院であつてほしいということから、私はこの質問をさせていただきまして、その辺だけは理解していただきたいと思います。

そして、最後になりますけど、事故となつて最終的な賠償とか示談とか訴訟が終わつた後は、結果をまた報告していただけますか。その辺だけ、最後お聞きしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）病院事業管理者、ちょっと申し上げておきますが、市議会はそういう病院の事故等について裁く場ではないということだけ申し上げておきますので、その点

を踏まえた上ではっきりとしたご答弁願いたいと思います。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）先ほどもお答え申し上げましたように、今まで議会と病院経営との中では医療の過誤の内容等についての審議というのは、私はなじまないものと思つております。それで、今までも医療過誤が発生して補償をしたということになりますと、議会のほうへは支出のための予算が上がつてまいります。議会のほうで予算が上がつてまいりますと、その内容たるやを審議することになりますので、審議になじまないということになりますと、そのときにはということで、これまでの慣習では文教厚生委員会または議会運営委員会にその予算の内容の大綱をしたためたものをご説明申し上げることが、これまでの慣例になっておりますので、その節にはその慣例に従つてご説明申し上げたいと思つております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）これをもって、1番の質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目2、市営住宅に関する質問に対する答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）老朽化住宅についてのご質問にお答えします。

本市は、平成20年に橋本市営住宅ストック総合活用計画を策定し、団地別の活用方針をまとめています。市営住宅全体36団地927戸を、用途廃止計画団地の12団地93戸、棟の集約計画団地の6団地463戸、個別改善または維持保全団地の18団地371戸と位置づけ、平成29年までに372戸を削減し、将来必要戸数を24団地555戸と計画しています。

平成24年9月1日現在、全体で226戸の空き家があります。このうち52戸は個別改善または維持保全団地で、用途廃止団地では32戸、棟の集約計画団地では142戸が、それぞれ空き家となっています。

橋本市営住宅ストック総合活用計画を進める上では、今後も引き続き削減しなければならない状況です。このような状況の中で、用途廃止計画団地や棟の集約計画団地の老朽化住宅については、空き家、空き棟となり除却が可能となれば、周辺への環境や防犯面を考慮し、建物の除却を行います。また、老朽化した住宅については、居住の安全性を考慮しながら、入居者の意向に配慮し、個別改善または維持保全団地への住みかえ等を橋本市営住宅ストック総合活用計画に沿って進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君、再質問ありますか。

22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）どうもありがとうございます。それではお聞きしますけれども、一応廃止団地12団地について、これは入居者が入っていますけれども、これにどのような周知をしていくんですか。一応廃止予定になる12団地について、どのように入居者に対してどのようなあれをしていくんですか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）市のほうでストックの計画を立てまして、当面は真土住宅、これは棟の集約団地になりますが、専らそこに労力を入れて、それから具体的な施策を打ってきたところです。

ところが、真土団地で5戸をそういった棟の集約を進めるためにつくったんですけれども、なかなかうまくいかないところから、9月議会、6月議会等でもご指摘をいただき

ました中で、今現在はこういった廃止団地の方にも徐々に廃止の方向である旨のご説明もしながら、維持保全団地あるいは個別改善の残す団地のほうへ移っていただくような方向性を徐々に出していきたいと思います。

ただ、今までは専ら真土住宅のほうでやっていたもんですから、これからという話にあんのかと思います。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）計画は計画で本当にいいんですけども、計画はあくまで未定ということの中で、これは最終いつまでにやろうと、予定はありますけれども、計画はありますけれども、実際のところはできませんわな。

そういう中で、先ほど部長が言った5戸の一応改装した真土住宅、僕も一応見てきました。今回、ずっと全部の住宅を見てきましたんやけど、この真土住宅も5戸が新しく改装されて、何か1戸四、五百万円かかっているということになってはいますけれども、すべてあっていると、入っていないですわね。私の考えですけども、あっているかどうかは別にしても、こういうのもやはり前もって調査してからも、僕は遅くないと思うんやけども、もう2,000万円からのお金をかけていまだにまだ入っていないということについてどう考えますか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）その点についても、たびたびご指摘はいただいております。当初は、真土住宅を一つのモデルケースとして棟の集約を進めていこうという中で、真土住宅の皆さんにご説明会をしたりして進めてきたんですけども、やはり具体的にモデル的な住宅を建てないと具体的な話が進まないというところで、徐々に建てていったわけですが、結果としまして、ご指摘のとおり貴重な予算を投入しながら1戸さえも移転が完

了していないという状況に鑑みまして、もう真土住宅の中での棟の集約ということではなしに、本市全体のストックの活用を進めるという中で、特に廃止団地の皆さんにこれから声をかけていきながら、廃止団地のほうを進めつつ、投資しました真土住宅の5戸についても活用を図っていくということで、既に具体的に1件、現場も見ていただきながら、今、移転の交渉等を進めている状況ですので、今後その方向で進めていきたいと考えます。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）よくわかりました。けど、部長、普通入居者から見た場合、新しくできて内装も外装もきれいになりましたよね。そこで、家賃についてはもちろん従来よりは上げるでしょ。もちろん転居せなあかん。それも費用もかかるし、そうなったときに、若いご夫婦であればそれも可能かもわかりませんが、高齢者ともなればとても今よりも高い家賃を払って、引っ越ししてまでは、それについて僕はないと思いますよ。それももっとやっぱり考えて、失礼ですけど、もちろん考えた上でやられたことは、僕は本当にいいと思うんですよ。計画はほんといいと思うんですよけど、実際そういう問題もあったらなかなか入りにくいということもあるんじゃないのかなと思うんです。

ですから、仮に真土住宅に今現在住んでる人によっても、もちろん家賃もいろいろ違うと思いますけど、今新しくできた住宅に入ってもらったとしたら、相当なお金が上がるん違います。その辺、ちょっと簡単でいいですから。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）具体的に交渉を進める中で、その問題に突き当たりました。これは公営住宅法の規定の中で動く話ですので、それに基づき計算しますと、家賃は上がるこ

とになります。もちろん移られるもとの家との関係で、上がる下がると一概に言えませんけども、当然上がることは予想されます。この家賃をどうするかというのが一点、それからいろいろお住まいしている中で、個人的にいろいろ、これは許可をとっていただいた上ということになるんですけども、少し増築されたりということで、新たな5戸を見ますと、今よりも狭くなるとかということですか、あるいは引っ越しに係る費用をどうしてくれるんだとか、大きくはこの3点について、いろいろご指摘もいただき、ご質問もいただきました。

この点については、できる範囲なんですけども、何とか少しでもお助けできるような条件提示も今はさせていただきながら、少しでもストックの活用が進むように、棟の集約が進むように進めてはおるんですけども、なかなか高齢者の方にとりましては、家が新しくなることよりも、まずは引っ越しそのものが非常に大変だという心労も体的なご負担もありますので、そういったところにも配慮しながら、徐々に進めていきたいと考えます。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）それでは最後になりますけども、私も今回この質問をするにあたりまして、すべての住宅を見せてもらいました。その中で、高野口町の災害住宅、小田、向島等々ありますけども、それとか胡麻生の住宅も、こういうところに関して払い下げ等はもう考えていないのかということだけお伺いしたい。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）さまざまな諸条件がクリアできるのであれば、当然払い下げということも視野には入れたいと考えますし、過去においてもそういう処分の事例というのはございますので、それも視野に入れて考え

ていきたいと考えます。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）ありがとうございました。

これをもって終わります。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君の一般質問は終わりました。

この際、1時まで休憩いたします。

（午前11時58分 休憩）